

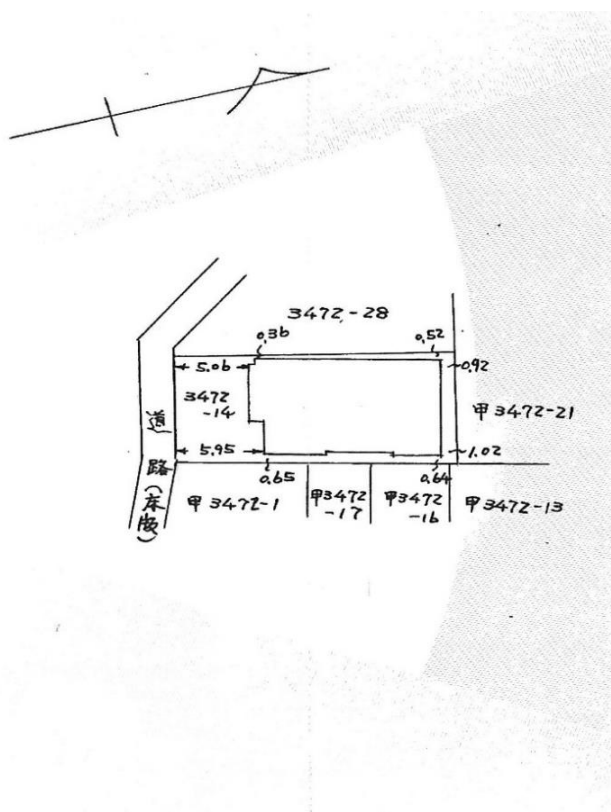
売却区分番号	5		
見積価額	1,151,000円	公売保証金	120,000円
不動産の表示	1 所在地 呉市豊浜町大字豊島字丸山 地番 3 4 7 2 番 1 4 地目 宅地 地積 1 4 7 . 4 0 平方メートル 2 所在地 呉市豊浜町大字豊島字丸山 3 4 7 2 番地 1 4 家屋番号 3 4 7 2 番 1 4 種類 居宅 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建 床面積 1 階 9 3 . 8 6 平方メートル 2 階 7 3 . 5 3 平方メートル 3 階 7 1 . 5 2 平方メートル 以上登記簿による表示 上記財産毎の見積価額 不動産の表示 1 金 3 9 9 , 0 0 0 円 不動産の表示 2 金 7 5 2 , 0 0 0 円		
接道状況	北側 道路幅員約2mの舗装道路（丸山線ノ道線）に接面		
画地条件	・地積 147.40㎡ ・形状 長方形 ・間口・奥行 間口：約8m・奥行：約18m		
使用状況等	不動産の表示1 不動産の表示2の敷地として使用。 不動産の表示2 令和5年5月31日現在、空き家となっています。		
特記事項	不動産の表示1 令和2年1月30日告示（広島県告示第53号）により、土砂災害警戒区域に指定されています。 不動産の表示2 昭和51年に建築されています。		
供給処理施設	・上水道：あり ・下水道：あり		
住居表示等	呉市豊浜町大字豊島字丸山 3 4 7 2 番地 1 4		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（広島市）は担保責任を負いません。 3 執行機関（広島市）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っておりません。 なお、売却区分内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		

【売却区分の番号5】

(位置図)



(見取図)



(間取図)

不 詳

これらの図は、おおよその位置を示したものです。